

OMEF 日本委員会 役員選挙規程

(目的)

OMEF 日本委員会役員(理事)選挙は会則に則り策定された本規程により実施される。

(理事：個人会員理事の選出)

第1条 選挙区は全国区とし、個人会員により理事を互選する。

第2条 選挙は本委員会の期の最終年度末に行われる。

第3条 選挙は選挙実施年度8月末までに会員として在籍した個人会員を対象として実施される。

第4条 被選挙人名簿は、選挙の行われる年度に会費を納めた個人会員全員が被選挙人名簿に登載される。

第5条 選挙のための業務は、任期最終年の1月に開始される。

第6条 投票する権利は、8月末までにその年の会費を納入している者とする。

第7条 理事選挙は OMEF 日本委員会事務局長が選挙管理委員会の担当者の構成、選挙の告示、選挙人の公示、開票・集計作業、結果公表の一連の作業の運営・企画を行い、3月の理事会に上程する。上程された内容が理事会で承認された後、選挙管理委員会の活動がおおむね6月から開始される。

(選挙管理委員会の開設および委員の選出)

第8条 選挙の実施に当たっては選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員は、理事会で協議のうえ、原則として団体会員理事から3名を選出する。

必要に応じて現理事を除く個人会員から、選出することができる。

会長は、選出された選挙管理委員を任命する。

委員長は、選挙管理委員により互選される。

(選挙結果の公表)

第8条 選挙の結果は五十音順に発表する。

- 2 会員への選挙結果公表においては、投票数の公表をしない。

(選挙管理の方法)

第9条 理事候補（会長候補含む）は、個人会員から選出される。

団体会員理事については別途定める。

第10条 会長、理事、監事の選出は会則5 役員および、役員規程 による。

- 2 会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名は個人理事選挙終了後の第1回理事会において、個人会員理事の互選を原則として決定される。
- 3 監事の選出は、団体会員理事、及び理事以外の個人会員から2名選出される。

第11条 会長選出は以下の通り進められる。

- 2 会長選挙には個人会員理事の委任状を含め、全個人会員理事の3分の2以上の投票数を必要とする。第1位の票を獲得した者が会長となる。
その際、有効投票数の過半数を必要とし、過半数に満たない場合は、再度、会長選挙を行う。
- 3 会長選挙の委任状は、委任する理事名を明記する。委任された理事は、代行して投票することができる。
- 4 会長候補となった者が会長を辞退した場合、次点の者が会長候補となるが、信任投票を持って議決する。信任投票においても有効投票数が過半数に満たない場合は、再度会長選挙を行う。

附則 本規程は、2022(令和4)年4月1日より施行する。